



平成28年4月14日

各 位

会社名 キャリアリンク株式会社
代表者名 代表取締役社長 社長執行役員 成澤 素明
(コード番号：6070 東証一部)
問合せ先 取締役専務執行役員 平松 武洋
管理本部長兼総合企画部長
(TEL. 03-6311-7321)

取締役（監査等委員である取締役を除く。）に対する株式報酬型ストックオプション（新株予約権）に関するお知らせ

当社は、本日（平成28年4月14日）付の「監査等委員会設置会社への移行及び定款一部変更に関するお知らせ」で開示しておりますとおり、平成28年5月27日開催予定の第20期定時株主総会でご承認いただいたうえで、監査等委員会設置会社へ移行する予定であります。

上記に伴い、本日開催の取締役会において、平成27年5月28日開催の第19期定時株主総会においてご承認いただいた取締役（社外取締役を除く。）に対する株式報酬型ストックオプション報酬額を廃止し、監査等委員会設置会社移行後の取締役（監査等委員である取締役及び監査等委員以外の取締役のうちの社外取締役を除く。）に対する株式報酬型ストックオプションとしての新株予約権に関する報酬等の額及び具体的内容に関する議案を平成28年5月27日開催予定の第20期定時株主総会に付議することを決議いたしましたので、下記のとおりお知らせいたします。

記

1. 株式報酬型ストックオプションの目的

当社は、取締役（監査等委員である取締役を除く。）に対する報酬制度に関して、取締役（監査等委員である取締役を除く。）が株価変動メリットとリスクを株主の皆様と共有し、業績向上と企業価値増大への貢献意欲や士気を一層高め、経営計画の達成をより力強く推し進めることを目的として、取締役（監査等委員である取締役及び監査等委員以外の取締役のうちの社外取締役を除く。）に対する株式報酬型ストックオプションを割り当てるものであります。

2. 株式報酬型ストックオプションの内容

当社取締役に対する株式報酬型ストックオプション報酬額は、平成27年5月28日開催の当社第19期定時株主総会において、年額1億円の範囲内で割り当てることにつきご承認をいただいておりますが、当該報酬額を廃止したうえで、監査等委員会設置会社移行後、各事業年度において、取締役（監査等委員である取締役及び監査等委員以外の取締役のうちの社外取締役を除く。）に対する株式報酬型ストックオプションとしての新株予約権を年額1億円の範囲内で割り当てるものであります。

(1) 新株予約権の目的である株式の種類及び数

新株予約権の目的である株式の種類は当社普通株式とし、各新株予約権の目的である株式の数は（以下、「付与株式数」という。）新株予約権1個当たり100株とする。

なお、第20期定時株主総会での本議案の決議日（以下、「決議日」という。）後、当社が当社普通株式につき、株式分割（当社普通株式の株式無償割当てを含む。以下、株式分割の記載につき同じ。）又は、株式併合を行う場合は、次の算式により付与株式数を調整するものとする。

調整後付与株式数＝調整前付与株式数×株式分割・株式併合の比率

なお、上記の調整の結果生じる1株未満の端数は、これを切り捨てる。

また、上記の他、決議日後、当社が合併、会社分割又は株式交換を行う場合及びその他これらの場合に準じて付与株式数の調整を必要とする場合は、当社は、当社取締役会において必要と認める付与株式数の調整を行うことができるものとする。

各事業年度に係る当社定時株主総会の日から1年以内の日に割り当てる新株予約権を行使することにより交付を受けることができる株式の数は50,000株を上限とし、付与株式数が調整された場合は、調整後付与株式数に下記新株予約権の総数を乗じた数を上限とする。

(2) 新株予約権の総数

各事業年度に係る当社定時株主総会の日から1年以内の日に割り当てる新株予約権の上限を500個とする。

(3) 新株予約権の払込金額（発行価額）

新株予約権1個当たりの払込金額（発行価額）は、新株予約権の割当てに際して算定された新株予約権の公正価額を基準として当社取締役会で定める額とする。

また、割当てを受ける者は、金銭による払込みに代えて、当社に対して有する報酬債権と新株予約権の払込債務とを相殺する。

(4) 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額

各新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、当該各新株予約権を行使することにより交付を受けることができる株式1株当たりの行使価額を1円とし、これに付与株式数を乗じた金額とする。

(5) 新株予約権を行使することができる期間

新株予約権を割り当てる日の翌日から30年以内の範囲で、当社取締役会で定める期間とする。

(6) 譲渡による新株予約権の取得の制限

譲渡による新株予約権の取得については、当社取締役会の決議による承認を要するものとする。

(7) 新株予約権の行使の条件

新株予約権者は、上記（5）の期間内において、当社の取締役の地位を喪失した日の翌日以降に新株予約権を行使することができるものとする。新株予約権の行使の条件については、新株予約権の募集事項等を決定する当社取締役会において定めるものとする。

(8) 新株予約権のその他の内容等

新株予約権の募集事項等を決定する当社取締役会において定めるものとする。

（ご参考）

本日付「株式分割並びにそれに伴う定款一部変更及び株主優待制度変更に関するお知らせ」で開示しておりますとおり、株式分割の効力発生日である平成28年6月1日以降、上記「2.（1）新株予約権の目的である株式の種類及び数」の付与株式数は、新株予約権1個当たり200株となり、各事業年度に係る当社定時株主総会の日から1年以内の日に割り当てる新株予約権を行使することにより交付を受けることができる株式の数の上限は、100,000株となります。

以 上